

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 5 日

各

都道府県
保健所を設置する市
特別区

 衛生担当部（局） 御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の
受領委任を取り扱う施術管理者の要件の追加等に関する周知について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号）により取り扱われています。

また、令和 3 年 1 月以降、地方厚生（支）局に対して、施術者が新たに施術管理者として受領委任を取り扱う申出を行う場合、実務経験と研修の受講が必要であること等について、今般、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和 2 年 3 月 4 日保発 0304 第 1 号）及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和 2 年 3 月 4 日保発 0304 第 2 号）により示したところです。

このことに関し、下記のとおり、貴部局所管の保健所へご協力をお願いしたいので、貴部局におかれましては、所管の保健所へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、医政局医事課に周知済みであることを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276)

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

記

令和3年1月以降、地方厚生（支）局に対して、施術者が新たに施術管理者として受領委任を取り扱う申出を行う場合、1年間の実務経験が必要となり、申出者（施術者）は、施術所での実務経験を有していることを示すために、受領委任の申出書に、「実務経験期間証明書」の写しを添付することとなります。

なお、受領委任の申出者（施術者）が1年間の実務を経験した施術所について、受領委任の取扱いが承諾されていない場合、「実務経験期間証明書」の写しに当該施術所の施術所開設（変更）届の副本の写し（申出者及び他の施術者の氏名並びに取り扱う施術の種類に分かるもの）を添付することとなりますのでご承知置き願います。

受領委任の申出に関する具体的な手続きについては、申出者（施術者）の施術所の所在地（出張専門の場合は住所地）を管轄する地方厚生(支)局に確認することとなりますので申し添えます。

また、令和3年1月以降の取扱いの変更等について、周知を図るために添付のチラシを作成しましたので、保健所に施術所開設届や施術所変更届を提出される方にチラシを配布するなど、周知についてご協力をお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ウェブページ

○通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（改正反映版）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_06.pdf

○通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_01.pdf

○通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_03.pdf